

**令和4年度第1回八戸市虐待等防止対策会議 会議概要****▼ 開催日時・出席者**

日 時： 令和4年5月31日（火） 10:00～11:10

場 所： 市庁別館2階 会議室C

出席者： 以下のとおり

**【出席者（計31名）】**

出席委員（13名）

加藤 勝弘	安田 真
成田 ひとみ	小西 秀明
清水 博己	細越 亜起子
湖東 正美	毛内 博
蒔田 増美	小澤 一雅
武部 悦子	油川 育子
中嶋 幸一郎	

欠席委員（2名）

深澤 隆
蒔苗 耕太

庁内関係部署職員（14名）

池田 福祉部長兼福祉事務所長
工藤 福祉部次長兼障がい福祉課長、障がい福祉課 職員3名
館合 高齢福祉課長、高齢福祉課 職員2名
中里 健康部次長兼こども家庭相談室長、こども家庭相談室 職員2名
山村 すくすく親子健康課長、すくすく親子健康課 職員1名
教育指導課 職員1名

事務局（4名）

山道 福祉部次長兼福祉政策課長 福祉政策課 職員3名
----------------------------

**▼ 会議内容****■ 次第**

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長選出
- 5 会長・副会長あいさつ
- 6 議題
  - (1) 八戸市虐待等防止対策会議の概要について
  - (2) 各課所管の会議について
    - ① 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議
    - ② 八戸市要保護児童対策地域協議会
    - ③ 八戸市いじめ問題対策連絡協議会
- 7 閉会

**■ 議事の概要**

各課所管の会議等について、それぞれの担当課から説明し、意見交換を行った。

**■ 案件の内容**

議題（1）八戸市虐待等防止対策会議の概要について、資料 1-1～1-3 により、担当課から説明を行った。

また、議題（2）各課所管の会議について、資料 2-1～2-3、資料 3-1～3-3 及び資料 4 により、関係各課が所管している関連会議について、各所管課の担当者が説明し、その後、意見を聴取した。

**■ 主な質問・意見**

○（委員）高齢者虐待の現状について、直近の 3 年間で主な相談通報者は警察が多いですが、高齢者自身が虐待を受けて警察に連絡するケースが多いということでしょうか。

⇒（高齢福祉課）お見込みのとおり、高齢者自身もしくは高齢者の家族の方が警察に連絡をし、警察が事態を把握した上で、高齢者虐待と判断された場合は市に通報していただく体制を取っているため、このような結果になっています。

○続（委員）障がい者の場合は、障がい者自身が警察に通報しているのでしょうか。

⇒（障がい福祉課）障がい者の場合、障がいの程度によりますが、自分で警察に通報することが出来ないことがありますので、ご家族からの警察への相談が多かったと

御理解いただければと思います。

○続（委員）児童虐待についてですが、資料の3-2にある主な虐待者について、全国的にもそうですが、青森県内では主な虐待者の割合は実父と実母で拮抗していますが、八戸市では実父が圧倒的に多い。このことについて以前、八戸児童相談所長に理由を伺ったところ、八戸ではDVが多くなっているのが、児童への虐待者としても実父が多くなっているという分析をされていたが、八戸市ではどのように取らえているのでしょうか。

⇒（こども家庭相談室）市においても県の児童相談所の分析と同様で、父から母に対しての面前DVが多いことにより、主な虐待者としての実父の割合が高いものと考えております。

○続（委員）学校教育におけるいじめの問題についてですが、中学校では、全国的にはアンケートで発見したというケースが38%で、最も多くなっているが、八戸市では本人からの訴えが31.0%が多くなっている。学校全体で、担任の先生と生徒が密に関係性を築いていて、いつでも相談できるということの現れかなと感じられて、大変すばらしいことと思います。

小学校では、全国の傾向と同じでアンケート調査で発見されることが多く、本人からの訴えの割合が低くなっている。アンケートは定期的に行われるもので、いじめをすぐに把握できるものではないので、本人からの訴えができるだけ多くなるようにしていただきたいと思います。

○（委員）高齢者・障がい者虐待対策ケース会議について、会議の開催回数が令和3年度は開かれていないということだが、ただ実際としてはこの制度は使っていないとしても個別のケースについて、会議を開いていると思います。ということは、高齢者・障がい者虐待対策ケース会議という制度が使いづらいであるとか、何らかの事情があると思うので、そのことについて考えを伺いたいです。

たとえば、もっと使いやすい制度にしましょうという方向もあるかもしれないし、この対策ケース会議という制度は使えないねということになるかもしれませんが、もっと実務にとって使いやすい会議にしていってはどうかと思います。

続けての質問になりますが、虐待に関連する課同士の交流はあるものでしょうか。高齢者虐待については毎月事例検討会を行っているということであれば、そのような場に障がい者や子どもの虐待の担当が入ることで、高齢福祉課ではこのように対応しているんだということも分かるだろうし、逆に障がい者や子どもの虐待の検討会議を実施するとなった場合に、高齢福祉課の職員が入って意見を述べるとか、そのように

交流をすることで、意識も高まっていくと思うので、そのような交流を行った方がよいのではないかと思います。

⇒ (障がい福祉課) 高齢者・障がい者虐待対策ケース会議についての認識としましては、福祉政策課から説明のあった資料1-2にありますとおり、支援困難事例についての課題の解決策や支援体制の構築について検討する会議でありますので、困難事例に対して委員の皆様から御意見を伺う場、助言を伺う場、指導を受ける場という認識でございます。

障がい者虐待に関していえば、令和元年から令和3年度は、幸いにして虐待が疑われるケースの件数も認定した件数も一桁ということでした。通報があった場合は市職員が対応し、まずは実態等を確認しまして、その件について課内でコア会議を開き、対応を検討していくこととなります。ケース会議があまり開催されてこなかったことについては、市職員だけで対応できており、困難事例があまりなかったということでございます。新型コロナウイルスの影響も少しはあるかと思われませんが、重大な案件があれば、そのような状況でも委員の皆様から書面で意見を伺うなどできたわけですが、それも行われていないということなので、委員の皆様から御意見を伺うべきような困難な事例という判断になる前に、解決に至ったと理解していただければと思います。ですので、高齢者・障がい者虐待対策ケース会議が使いにくいとかそういうことではないと考えております。

ただ、令和3年度の虐待認定件数2件の内1件については、困難な事例であると認識しており、ケース会議で委員の皆様から御意見を伺いたいと考えておりますので、あくまでもケースバイケースで対応していきたいと思っております。会議を開催するかどうかの判断については、市の判断になりますが、この判断については遅い部分があったかと反省しているところです。問題が大きくなる前に、ケース会議を開催して委員の皆様から御意見を伺って対応していくようにしたいと考えております。

二つ目の関係課との交流を行うべきという意見については、同意見でございます。障がい者虐待の対応の中で、高齢者も関係があれば、その都度、関係課と情報を共有しているわけですが、高齢福祉課で行っている会議に障がい福祉課職員が出席するということはまだないので、今後出席を依頼する等、体制を取っていきたいと思っております。

⇒ (福祉部長) ケース会議については障がい福祉課から説明があった通り、課内のコア会議で解決できない問題について、専門の委員の皆様から助言をいただく場であり、過去には開催機会も少なかったようではありますが、現在、困難な事例を抱えており、今年度はケース会議の開催予定がございます。ケース会議の活用については、市としても今後見直していきたいと思っております。

また、関係課の交流につきましては、要保護児童対策地域協議会で、児童の問題の中に高齢者虐待や障がい者虐待が入っていると、会議に担当課が加わって開催していますが、高齢福祉課や障がい福祉課で行っている会議については、他課が入るということは現在のところないので、関係課の連携は今後検討して努めていきたいと考えております

⇒（高齢福祉課）当課の意見としても部長の申した通りですので、交流について議論を進めていきたいと思えます。

○続（委員）基本的にいい答えをもらったと思えます。ぜひ高齢福祉課で月例検討会を開く際に、他の課にも招待を出してほしいと思えます。

○（会長）実務者レベルのケース会議を、課をまたいでやっていった方がいいんだと思えます。現場にいる職員が一番大変な思いをしていると思うので、そのような場に小西委員や私も含めてだが、実務者を入れてもらえば、提案もできるし意見を述べる事が出来ると思えます。

ケース会議といっても、さらに下の普段行っているケース検討会のような場に入れてもらった方が逆にいいのかなと思えます。困難事例だと一つのケースに高齢者もいるし、障がい者もいるし子どももいるというようなことがよくあるので、個々の課で検討するのではなく、関係課が集まった方が効率もいいわけですし、そのような中で困難な事例はケース会議にかけて、さらにこの会議でも意見を伺うということもできると思うので、ぜひそのように検討していただきたい。

他に何かありますか。

○（委員）昨年、この会議は新型コロナウイルスの感染拡大により開催されず、資料送付のみでしたが、八戸市内でこんなにも虐待の事例が多いのかと見ておりました。一つお聞きしたいのが、資料2-1を見ると、令和3年度では45件の高齢者虐待があったが、その中でどのくらいが解決しているのか、また、過去にあったものが引き続き再燃しているものなのか、教えていただきたい。

⇒（高齢福祉課）高齢者虐待の45件の内、どのくらいが解決になって、どのくらいが再発したものという内訳については、手持ちの資料がありませんが、実際のところ新規に通報があって虐待として対応する事例と、過去に対応があって、被虐待者と虐待を行った方を分離するであるとか、介護サービスを利用して養護者の負担の軽減を図るといった方法で、その時点では虐待の解消に至ったものが、何らかの理由により再燃するということがあります。そのような場合には、その都度状況をよく確認して対応していくこととしています。

○続（委員）なかなか難しい問題で解決に至るのが難しいこともあるかもしれませんが、

できるだけ解消に努めていって欲しいと思います。

○(委員) 私の所属団体では、ソーシャルワーカーとして障がい者の支援相談員の養成研修にも関わらせていただいている。その中でスキルアップを図っていきましょうということと、地域に暮らしている障がい者の方の権利を守っていきましょうということに重点を置いて養成をしております。虐待を防ぐためには、日ごろから障がい者に接しておられる支援相談員の方や施設の方がスキルアップしていく中で、虐待の芽を摘んでいけるのではないかと考えています。高齢者の方ではケアマネージャーさんはしっかり養成研修を受けていますし、スクールソーシャルワーカーがどんどん活用されているので、障がい者の分野でも人材育成をどんどん進めていかなければならないと思っています。

また、障がい者、高齢者、子どもというように分けるのではなくて、一人の人間として権利を守っていかなければならないということもありますので、私どもの団体としても人材育成をやっていかなければならないということと、八戸市として、どのようなソーシャルワーカーを育てていくと地域がよくなるのかということ、全体として考えていただきたいと思っています。

○(委員) 今年4月から各施設事務所に虐待防止委員会を設置することが義務化されました。今は虐待防止を周知する機会だと思っていますので、市としても施設に対して徹底した周知を図っていただきたいと思っています。施設の責任者が分かればいいということではなくて、職員にも周知していかなければ、虐待というものはなかなか減らしていくことが難しいということは、私も施設を運営していて常々思っていますので、周知の徹底をお願いしたいです。

○(委員) 私は保育士養成校で仕事をしていますが、将来、児童虐待をいち早く発見できる立場になる保育士になれるよう、学生にはいろいろな観点から教育指導をしています。厚生労働省の発表によると、全国の児童相談所の虐待相談件数が20万5千件を超えていますが、そのうちの6割が心理的虐待で、心理的虐待でも多いのが面前DVとなっています。そうした時に、保育所でどうやって心理的虐待を受けている子どもを発見して、どのように支援するのかという点で私はいつも悩んでいます。身体的虐待は外見で分かるし、ネグレクトであれば、いつも同じ服を着ているとか、ご飯を食べていないようだということで分かるのですが、心理的虐待は見た目ではわかりません。だから、学生たちには普段から子どもたちをよく観察しなさいと言っています。普段の様子が分かれば、心理的虐待で心に傷を負った時の子どもの変化に気付くはずだという指導しかできませんし、もし発見したとしても、家庭内の夫婦間の問題なので、保育士がどのように踏み込んでいけばよいのかということで、学生に

どうやって指導すればよいか悩んでいます。八戸児童相談所の委員に助言をいただければありがたいです。

- （委員）委員のおっしゃる通り、心理的虐待が及ぼす影響というものは、関わっている保育士さんからすると非常に分かりにくいです。非常に落ち着きがないとか、お父さんが来ると怯えるとか、夜眠れてないのかなという様子が見えるというのが心理的虐待を受けている子どもの特徴だとは思いますが、それだけでは保育士の方が親御さんに指導するというのは、厳しいかと思しますので、そういう心配な様子が見えたということを親御さんに伝えた上で様子を見て、改善されないようであれば、主任の保育士さんや園長先生に相談して、親御さんの様子からもDVや暴力的な言動があるのではないかと疑われるようであれば、児童相談所や市に相談していただくという対応がベストではないかと思われま。

⇒（こども家庭相談室）当室では、女性相談業務も行ってございまして、お母さんの立場からDV等のお悩みを聞いていく中で、子どもさんがいれば面前DVにもなりますが、そちらの支援も保育園や学校の先生方に関しては、家庭の事情ということではなかなか介入しにくいという話を伺っております。

ネウボラの相談リーフレットがございまして、こちらは虐待とかDVという直接の表現はせずに柔らかいイメージで作られてございまして、こども支援センター、こども家庭相談室、子育て世帯包括支援センター等にご相談くださいというリーフレットを保育園や学校の各現場の先生方に配布してございました。まずはお母さん方にお声がけをしていただいて、はっきりした回答がなくても、「心配だったもので、何か悩みがあればこういうところにご相談ください」というような形でご案内いただいているものと思います。

また、子育て支援課での「はちすく通信LINE」というもので、相談できる部署や関係機関の情報や、気晴らしのできる広場の情報をお流ししているもので、1歳6か月健診や3歳児健診の時などに登録をお勧めしているところです。